

事 案 一 覧 表

申請種別：乗合バスの上限運賃変更

平成29年2月28日
自動車局旅客課

諮問いたしたい事案
宮城交通(株) (宮城県：東北ブロック)

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容 . . .	1
宮城交通(株) (宮城県・東北ブロック)	
申請事業者の概要	2
上限運賃改定申請の概要	3
参考資料	4
「説明及び意見を聴く会」の開催について	15

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	宮城交通株式会社	
前々回改定実施年月日	平成9年4月14日 《消費税率引き上げ（3%→5%）分転嫁》	
前々回平均値上率	1.9%	
前回改定実施年月日	平成26年4月1日 《消費税率引き上げ（5%→8%）分転嫁》	
前回平均値上率	2.8%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
キロあたり賃率	42円48銭	46円30銭
初乗り運賃	130円	150円
平均改定率	9.1%（実施運賃平均改定率7.1%）	
申請年月日	平成29年2月13日	
実施予定日	平成29年7月1日	

東北ブロック

宮城交通株式会社

(1) 申請事業者の概要 (平成27年度)

代表者名	資本金 (百万円)	株主 (%)	事業収入ウエイト及び経常収支率			
			事業別	規模	収入ウエイト	収支率
代表取締役 あおぬま まさき 青沼 正喜	100 百万円	1. 名古屋鉄道(株) 36.58 2. 都築幹男 7.99 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行 7.26 4. 三菱ふそうトラック・バス(株) 6.20 5. いすゞ自動車東北(株) 4.74	一般路線	278両	49.9%	96.6% [96.8%]
			一般路線(高速)	63両	20.3%	105.1% [106.8%]
			一般貸切	36両	5.3%	122.4%
			受託事業		21.8%	123.0%
			その他		2.7%	
			内そ の 訳他	不動産事業	1.7%	254.8%
				自動車道事業	0.5%	87.4%
				広告事業	0.5%	998.6%
			全事業		100.0%	106.0% [106.5%]

※ 一般路線運送収入 3,828,757千円
 総従業員数 730名
 配当額 無配

※ [] 内は補助金込み収支率

(2) 上限運賃改定申請の概要

項目	現行運賃	申請運賃																														
普通旅客運賃改定申請内容	<p>対キロ区間制</p> <p>基準賃率 ※42円48銭 認可賃率は41円30銭（5%込） 108/105を乗じて増収率調整</p> <p>初乗運賃 130円</p> <p>遠距離通減率</p> <table border="0"> <tr> <td>2.0kmまで</td> <td>基準賃率の</td> <td>2.00倍</td> </tr> <tr> <td>2.0kmを超え</td> <td>10.0kmまで基準賃率の</td> <td>1.00倍</td> </tr> <tr> <td>10.0kmを超え</td> <td>20.0kmまで基準賃率の</td> <td>0.90倍</td> </tr> <tr> <td>20.0kmを超え</td> <td>30.0kmまで基準賃率の</td> <td>0.80倍</td> </tr> <tr> <td>30.0kmを超える部分</td> <td>基準賃率の</td> <td>0.70倍</td> </tr> </table>	2.0kmまで	基準賃率の	2.00倍	2.0kmを超え	10.0kmまで基準賃率の	1.00倍	10.0kmを超え	20.0kmまで基準賃率の	0.90倍	20.0kmを超え	30.0kmまで基準賃率の	0.80倍	30.0kmを超える部分	基準賃率の	0.70倍	<p>対キロ区間制</p> <p>基準賃率 46円30銭</p> <p>初乗運賃 150円</p> <p>遠距離通減率</p> <table border="0"> <tr> <td>2.0kmまで</td> <td>基準賃率の</td> <td>2.00倍</td> </tr> <tr> <td>2.0kmを超え</td> <td>10.0kmまで基準賃率の</td> <td>1.00倍</td> </tr> <tr> <td>10.0kmを超え</td> <td>20.0kmまで基準賃率の</td> <td>0.80倍</td> </tr> <tr> <td>20.0kmを超え</td> <td>30.0kmまで基準賃率の</td> <td>0.70倍</td> </tr> <tr> <td>30.0kmを超える部分</td> <td>基準賃率の</td> <td>0.60倍</td> </tr> </table>	2.0kmまで	基準賃率の	2.00倍	2.0kmを超え	10.0kmまで基準賃率の	1.00倍	10.0kmを超え	20.0kmまで基準賃率の	0.80倍	20.0kmを超え	30.0kmまで基準賃率の	0.70倍	30.0kmを超える部分	基準賃率の	0.60倍
2.0kmまで	基準賃率の	2.00倍																														
2.0kmを超え	10.0kmまで基準賃率の	1.00倍																														
10.0kmを超え	20.0kmまで基準賃率の	0.90倍																														
20.0kmを超え	30.0kmまで基準賃率の	0.80倍																														
30.0kmを超える部分	基準賃率の	0.70倍																														
2.0kmまで	基準賃率の	2.00倍																														
2.0kmを超え	10.0kmまで基準賃率の	1.00倍																														
10.0kmを超え	20.0kmまで基準賃率の	0.80倍																														
20.0kmを超え	30.0kmまで基準賃率の	0.70倍																														
30.0kmを超える部分	基準賃率の	0.60倍																														
平均値上率	<p>(前回改定) 2.8%</p> <p>(前々回改定) 1.9%</p>	9.1%																														
備考	<p>前回改定年月日 平成26年4月1日</p> <p>前々回改定年月日 平成9年4月14日</p>	申請年月日 平成29年2月13日																														

※ 現行定期運賃（1ヶ月）の計算方法 通勤：[[[定期用運賃額 × 推定乗車回数（60回）× 1-割引率（480円まで30%、660円まで35%、670円以上50%） × 105 ÷ 103] × 108 ÷ 105]
 通学：[[[定期用運賃額 × 推定乗車回数（60回）× 1-割引率（480円まで40%、660円まで50%、670円以上80%） × 105 ÷ 103] × 108 ÷ 105]

※ 改定定期運賃（1ヶ月）の計算方法
 通勤：同上・変更なし
 通学：同上・変更なし

宮城交通株の上限運賃改定に係る参考資料

I. 一般事項

1. 今回の運賃改定の申請に係る地元の反響

申請当日の2月13日（月）に、東北電力記者会へ記者発表を行ったところ、2月14日（火）及び2月15日（水）の朝刊紙面で新聞4紙が申請の事実を報道した。

【別紙1参照】

その他、放送局5社が申請の事実を報道した。

また、報道や当社HPプレスリリース掲載について、利用者からの反響は少なく、2月17日（金）の時点で改定後の区間運賃についての問い合わせは5件。

なお、会社所在地である仙台市にて、乗合バス事業者の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」を3月8日（水）に開催する予定である。

2. 住民の運賃改定に関する負担感等について

(1) 主要区間での鉄軌道との比較（現行、改定後）

仙台市交通局					東日本旅客鉄道株式会社				
種別	区間	料程	現行運賃	改定運賃	種別	区間	料程	現行運賃	改定運賃
地下鉄	仙台駅 ～ 泉中央駅	8.5km	300円	—	鉄道	仙台駅 ～ 長町駅	4.5km	190円	—
バス	仙台駅前 ～ 泉中央駅	8.2km	400円 (1.33倍)	430円 (1.43倍)	バス	仙台駅前 ～ 長町駅西口	4.4km	230円 (1.21倍)	250円 (1.79倍)
地下鉄	仙台駅 ～ 八木山動物公園駅	6.4km	300円	—	鉄道	仙台駅 ～ 陸前原ノ町駅	2.7km	140円	—
バス	仙台駅前 ～ 八木山動物公園駅	6.3km	300円 (1.00倍)	320円 (1.07倍)	バス	仙台駅前 ～ 宮城野区役所前	3.5km	230円 (1.64倍)	250円 (1.79倍)

※当社の改定運賃は実施運賃額

(2) エリア内各事業者の概要【別紙2参照】

Ⅱ. 会社の状況

1. 経営方針としての乗合バス事業の位置づけについて

経常収入において全業に占める一般路線乗合バス事業の割合は49.9%で収入面では基幹事業となっているが、収益面では赤字基調であり、都市間高速バスや貸切バス事業等の関連事業の内部補助により支えている実情にある。依然として少子高齢化によりバス利用者の減少が続いていることに加え、平成27年の仙台市地下鉄東西線開業による影響や、運転士不足が深刻になっている。バス路線の維持継続の為には、乗合バス事業自体の収支改善が、喫緊の課題となっている。

2. 今回の改定を契機とした合理化策について

これまで、路線の見直しや地域子会社への分社化、資産売却、労働条件の見直し（運転時間の延長等）や定年退職者の再雇用、中古車購入による車両購入費の抑制、全車両に導入したデジタルタコグラフ及びドライブレコーダーを活用した全社を挙げてのエコドライブ・運行の安全性向上への取り組み、平成27年にICバスカードとして導入した「icsca（イクスカ）」の乗降・利用履歴データ集積による効率的なダイヤ編成等、諸施策を実施している。

上記に加え、(株)ミヤコーバスへの管理委託による人件費の抑制や、主要運行エリアのひとつである富谷市において、路線バス利用促進の為の社会実験に参画している。

今後、データ解析ソフトを導入し、ICデータを活用した更なる運行ダイヤの効率化（区間時分や折り返し待機時間の最適化）、労働条件の見直しによる生産性向上（変形労働時間制の導入、“朝だけ”といった短時間勤務者用ダイヤの導入など）、事業用資産の購入による賃料の削減、各種補助金を活用した施設整備、健康管理と健康意識向上による欠勤者削減で人的資源を有効活用する等、多方面で合理化に努めてゆく。

3.乗客サービスの充実、バリアフリー対策等快適なバス利用促進のための施策について

- (1) インターネットによる詳細な時刻・運賃問い合わせサービスを提供し、利用促進を図っている。
- (2) ICカード「icsca」と全国主要交通系ICカード（10カード）相互利用により、利用促進を図っている。
- (3) 仙台市・富谷市の敬老乗車証制度に参画。高齢者の利用促進を図っている。
- (4) 小・中学生限定乗車券「秋のジュニアパスプラス」を例年販売し、利用促進を図っている。
- (5) バス・JR・地下鉄等乗り放題の「仙台まるごとパス」に参画し、利用促進を図っている。
- (6) 仙台駅、地下鉄駅周辺100円均一制度に仙台市と共同で取り組み、利用促進を図っている。
- (7) 環境定期券制度「休日カルガモ家族」を導入し、環境負荷低減と利用促進を図っている。
- (8) 窓口にiPadを導入、全車内に「Welcomeボード」を設置し、施設や道案内、インバウンド対応等サービス向上に努めている。
- (9) ノンステップバス・ワンステップバスなどの導入を積極的に進め、快適にバスを利用できる環境を整備している。
- (10) 改定後の運賃はホームページの他に、主要バス停での掲示等を通じて分かりやすい告知を進める。

4.安全対策の基本方針について

(1) 次の安全に関する基本方針等を掲げている。

①社長及び取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、安全を確保する体制の整備に努めるとともに、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるとともに現場の状況を十分踏まえつつ、従業員に対し企業理念等の浸透を図り、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

◎組織・従業員が活性化するための企業風土を構築し、安全に関する知識を高め、関係法令を遵守し、安全・安心な輸送を図ります。

◎安全マネジメントに関する取組を年度ごとに策定し、PDCAサイクルを徹底することにより、事故の未然防止に努めます。

②輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、当社は絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

③自責事故の削減及び重大事故をゼロにします。

◎一つ一つの事案について原因を分析し、同様の事故を発生させないよう対策の強化を図ります。

◎添乗による基本動作の確認を実施します。

◎基本に戻り実技研修を実施します。

(2) 具体的取組み（平成27年度）

平成27年度目標

「事故の芽を摘み自責事故の削減及び重大事故を発生させない」

- 交差点内の事故防止対策として、信号機の変わり目では、予測運転を励行し無理な進入は行わないよう『イエローストップ』の徹底を行っている。
- 車内事故防止対策として、発車の際、「発車します、おつかまりください」等のマイク案内を行い、乗客へ注意喚起するとともに、ルームミラーによる目視確認（着座及び立席客の安全確認）を行わせている。また、停留所で停車する際は、「扉が開いてからお立ち下さい」のマイク案内を行わせている。
- 停留所からの発車時における事故防止のため、指差呼称による安全確認を徹底させた。
（指差呼称確認手順：①左ミラー ②ルームミラー ③右ミラー ④目視 ⑤前方を確認し発車）また、点呼場に模擬ミラーを掲出し、指差呼称手順の徹底を図っている。
- 車外向け注意喚起装置（お知らせ安全くん）を活用し、二輪車（バイク・自転車）や歩行者との事故防止を図っている。
- ヒヤリ・ハット情報を収集し、営業所単位でのハザードマップの展開のほか、全社的にも周知展開を実施している。
- ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフを活用し、円滑な事故処理、事故原因分析による運転士への指導教育を行っている。

- ・健康起因事故の未然防止のため、所属長が運転士の健康診断結果に基づき個人面談を実施し、健康状態の把握と、産業医が再検査が必要だと判断した者に対して医療機関の受診勧奨を行っている。（年2回（半年ごと）実施）
- ・SAS簡易スクリーニング検査及びPSG検査を実施している。（26年度から実施）簡易スクリーニング検査を全運転士を3グループに分け、3年サイクルで受診させている。→27年度受診者数：209名
- ・動脈硬化を診断できる検査（定期健康診断で眼底検査を実施）を受診させている。
- ・人間ドック・脳ドック受診の補助制度を開始した。（27年度より）
- ・運転士に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させ、安全運転に対する意識高揚を図り、管理者によるフォローアップ指導を実施している。
→27年度受診者数：301名 ※初任・一般・適齢診断含
- ・飲酒運転根絶の誓いを立て、運転士全員の誓約書を営業所ごと、最寄の警察署に提出している。（年2回実施 ※飲酒運転根絶運動は年4回実施）
- ・経営トップによる職場巡視を実施し、「安全最優先」の啓蒙を行っている。
年4回実施：全営業所対象【宮城交通（10営業所）】
- ・事故防止対策委員会を開催し、安全統括管理者、全営業所所属長と組合役員とで労使一体となり、事故防止の取り組みを実施している。（年4回実施）
- ・コンプライアンス研修を実施し、企業倫理の啓蒙と法令遵守の重要性を教育している。
（年1回実施：外部講師による講義を開催（受講者が所属部署に周知展開））

- ・輸送の安全に関する内部監査（安全マネジメント監査）を実施している。
 - ①安全管理規程第15条及び内部監査手順書に基づき、平成27年度中に全営業所（宮城交通10営業所）の内部監査を実施した。更に2か月後にフォローアップ監査を行い、改善状況の確認・指導を行うと共に、経営トップに対する報告会を実施した。
 - ②経営管理部門に対する内部監査を、平成28年3月に実施し、安全管理体制が適正であることを確認した。
- ・次の各種運動に積極的に参加し、安全運動の推進、啓蒙活動を行っている。
 - 春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日 10日間）
 - 夏の事故防止運動（7月21日～8月20日 31日間）
 - 秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日 10日間）
 - 年末年始の交通事故防止運動（12月10日～1月10日 1ヶ月間）
 - 夕暮れ時の交通事故防止運動（10月1日～1月31日 4ヶ月間）
 - 冬道の安全運転 1・2・3運動（12月1日～3月31日 4ヶ月間）
 - セーフティキャンペーン123（6月15日～10月15日までの123日間）
 - バスレーンクリーン作戦（5月から11月までの期間の18日間）
 - その他、宮城県、仙台市、警察署等で行われる安全運転に関する各種イベントにも参加している。

(3) 輸送の安全に関して実施した教育及び研修（平成27年度）

- ・安全輸送を実現するために、運行管理の知識と理解を深める目的で、独立行政法人自動車事故対策機構にて、運行管理者基礎講習及び運行管理者一般講習を受講した。
 - 運行管理者基礎講習：20名受講（年2回開催）
 - 運行管理者一般講習：70名受講（通年）
- ・運行管理者試験合格者の中から新たに運行管理者に選任した者に対し、運行管理に関する業務内容の確認及び事故や誤運行などに対応できるようケーススタディ等での研修を行った。（年2回開催：8名受講）
- ・主任運行管理者会議を毎月1回開催し、運行管理に関する報告及び事故検証を行うとともに、運行管理情報の共有化を図った。
- ・主任整備管理者会議を毎月1回開催し、運行管理に関する報告及び車両についての知識を深め、車両故障予防及び対策の共有化を図った。
- ・外部講師による営業所長研修を開催し、事故の未然防止に効果的な指導法について研修を行った。（年1回開催：10名受講）
- ・新規採用運転士に対し、社内規則及び倫理的行動規範を形成し、バス運転者としてお客様の命を預かる職責であるということを理解するとともに、安全意識の醸成と運転・接客技術を習得させる研修を実施した。（57名受講、研修・教育期間は約60日間）
- ・配属後2年経過した運転士に対して、バスの運転士としての心構えと運転技術の基本を机上と実技の両教育で再確認させた。（通年開催：17名受講）
- ・有責事故惹起者に対し、事故苦情惹起者研修会を行い、外部の自動車学校にて事故原因の徹底究明・再発防止に向けたカウンセリングを受けさせ、同校で実技研修を行い、基本動作の確認を実施した。（通年開催：5名受講）

- ・高齢運転士に対し、外部の自動車学校にて実技研修を行い、机上カウンセリングにて基本動作の確認を実施した。（通年開催：3名受講）
- ・高速バス運転士登用時に、高速バス運転士として乗務するにあたっての机上教育並びに路線研修を含めた実技訓練を実施した。（年6回開催：7名受講）
- ・運転士の技能レベル向上を目的とし、自動車安全運転センター（安全運転中央研修所）にて実技訓練を実施した。（通年：10名受講）
- ・体の不自由なお客様のために、運転士自ら障害のある状態を疑似体験することで、お客様の立場に立った接客接遇が出来るように研修を行った。（通年：73名受講）
- ・運輸安全マネジメントの理解及び浸透を図るため、内部監査の総括と内部監査員の育成を目的とした研修を実施した。（年2回：9名受講：グループ全体の内部監査員）
- ・サービス業としての意識を醸成し、接客接遇の向上を目的とした研修を実施した。
（年1回：10名受講 ※受講者が所属部署にて周知展開を行い、全従業員に教育内容を共有した）
- ・安全運行には運転士の健康が欠かせないという観点から、健康管理について研修を行い、健康に対する意識醸成を図った。（年1回：10名受講 ※受講者が所属部署にて周知展開を行い、全従業員に教育内容を共有した）

(4) 役職者及び添乗監査員による添乗指導を延べ2, 893回実施した。

不良者については、各営業所の所属長及び運行管理者により個人指導を実施し、安全面・サービス面の質の向上に努めている。

5.過去1年間における大きな事故

事故件数 衝突事故1件、車内事故1件 計2件

Ⅲ. 地方路線維持の状況

1.赤字路線に対する対策、関係自治体との協働、連携の状況について

(1) 広報啓発（平成27年度）

- ・仙台市立将監西小学校で、「バスの乗り方教室」を開催。
- ・仙台市地下鉄東西線開通時のダイヤ改正で、仙台市バスとの重複区間の一部において、時刻の調整を行った。
- ・「バス利用は手軽な環境活動です」と車体に掲出した、環境ラッピングバスを運行している。
- ・地下鉄東西線開業によるバス路線再編の際に、仙台市とともに、地域住民への説明と意見聴取を行った。

(2) 関係機関と連携したイベント事業の実施（平成27年度）

- ・宮城バスまつり（（公社）宮城県バス協会主催）
 - ①バス車両展示：高速バス夜行便名古屋線の車両を展示
 - ②バスと綱引き：子供たちでバスを動かせるか？
 - ③お楽しみ抽選会：来場者から抽選で高速バス乗車券などが当たる
 - ④バスの絵コンテスト：小学生から事前に募集していた「バスの絵」の優秀者表彰

2.地方自治体が行っている助成内容と自治体との協調について

- ・路線の休廃止状況、みなし4条の状況、地方自治体による支援状況

(1) 路線休廃止（平成26年度以降）

- ①平成27年12月6日 仙台市の太白三丁目路線廃止（特殊系統の廃止）
- ②平成28年3月3日、仙台市の拓桃医療センター乗り入れを廃止。
（施設の移転による）
- ③平成28年10月3日、仙台市の循環器病センター乗り入れ廃止。
（病院の移転による）

(2) 国庫補助路線

一般乗合・みなし4条での国庫補助受給無し

(3) 地方自治体による支援状況

◎不採算路線に対する欠損補助

平成26年度 なし

平成27年度 6,430千円

「説明及び意見を聴く会」について

趣 旨

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づき事業者から申請された乗合バスの運賃改定事案(以下「申請事案」という。)について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

これは、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)において、「公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保」が明記されるなど、運賃改定審査の過程で、可能な限り公聴会の場を設定することが求められていることを踏まえ、実施しているものです。

消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)(抜粋)

【具体的施策】1(2)ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組めます。</p> <p>② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</p>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	速やかに着手し、継続的に実施します。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

平成29年2月20日
自動車局旅客課

東北運輸局同時配布

乗合バス事業者（宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバス）の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づく乗合バスの上限運賃変更認可申請事案（以下「申請事案」という。）について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

今般、2月13日に申請された宮城県仙台市の宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスの申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」（事務局：東北運輸局自動車交通部旅客第一課）を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせします。

なお、本会は公開で行い、傍聴が可能です。

記

1. 実施日時・場所

日時：平成29年3月8日（水）18：00～20：00

場所：仙台サンプラザ 3F宮城野（別紙2参照）

宮城県仙台市宮城野区榴岡5-11-1（TEL 022-257-3333）

2. 対象者

利用者 定員100名

3. 開催内容

・申請事業者（宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバス）から参加した利用者に対する申請事案の内容の説明

・参加した利用者からの意見の陳述

（事務局による書面提出意見の読み上げを含む。）

4. その他

本会への参加・取材等を希望される場合は、別紙1をご参照ください。

【問い合わせ先（主催者）】国土交通省 自動車局 旅客課 山田、福島
TEL：03-5253-8111（内線：41232、41233）
03-5253-8568（直通）

【問い合わせ先（事務局）】東北運輸局 自動車交通部 旅客第一課 小野寺、佐々木
TEL：022-791-7529（直通）

1. 参加申込方法（利用者向け）

- ・意見を述べようとする方又は傍聴を希望する方は、参加申込票（別紙3）を記入し、FAX、郵送又はE-mailでお申し込みください。
※取得した個人情報については、本件に係るご連絡以外には使用いたしません。

2. 書面による意見提出方法（利用者向け）

- ・書面による意見を提出する方は、次の事項を添えて、FAX、郵送又はE-mailで提出してください。

【必要項目】 ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④意見

※頂いた情報については、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

3. 申込・提出先

〒983-8537

仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎

東北運輸局自動車交通部旅客第一課

【FAX】022-299-0940

【E-mail】tht-tohokujiko-unchin@ml.mit.go.jp

4. 申込・提出期限

・平成29年3月6日（月）17：45まで

（郵送の場合は平成29年3月6日（月）必着分まで）

5. 発言時間

・意見を述べる時間は1人5分程度とさせていただきます。

※本会は、広く利用者の意見を聴く場ですので、討論にわたる発言はご遠慮願います。

6. 取材申込方法（マスコミ向け）

・取材を希望される場合は、取材登録票（別紙4）を記入し、平成29年3月6日（月）17：45までに以下の問い合わせ先（事務局）に、FAX又はE-mailでご登録ください。

【FAX】022-299-0940

【E-mail】tht-tohokujiko-unchin@ml.mit.go.jp

7. ご意見の取扱い

・「説明及び意見を聴く会」で陳述された利用者からの意見及び書面提出意見については、今後予定されている、国土交通大臣の諮問機関である運輸審議会の審議の際に、自動車局旅客課から報告いたします。

8. その他

・意見を述べようとする方において、当該事案の申請書及びその他関係書類について閲覧を希望される場合は、事務局あてにご連絡ください。

別紙

路線バス

25年ぶり実質値上げ

宮城交通とミヤコーバス、初乗り150円に

宮城交通(仙台市)とミヤコーバス(同)は13日、国土交通省に路線バスの運賃引き上げを申請した。初乗り運賃は20円アップの150円で、平均引き上げ率は約7%。7月1日実施を予定する。消費税変更に伴う改定を除き、値上げは1992年以来25年ぶり。

現行130〜320円の区間は20円、330〜410円は30円、420〜890円は40円、900円以上は30円それぞれ引き上げる。仙台市内の100円区間は引き上げ。主な区間の現行運賃と新運賃は表の通り。

仙台市内の路線はこれまで市交運局の運賃に合わせてきた。値上げ以降は自社の営業に合わせるため、多くの路線で仙台バスより料金が高くなる。遠距離路線は負担軽減のため引き上

げ幅を抑制した。宮城交通グループの路線バスは少子高齢化と人口減により利用者減少が続く。仙台市と周辺部で運行する宮城交通は15年度、乗り合いバス事業で1億800万円の赤字を計上。郡部を中心に走るミヤコーバスも3億300万円の赤字となっている。

宮城交通の担当者は「25

◇主な路線の現行と値上げ後の運賃(大人片道)

区間	現行運賃	値上げ後
泉中央駅—東北学院大学泉キヤンパス	170円	190円
泉中央駅—松樹町地	240	280
仙台駅前—山田自由丘・蘭二ユニタウン・日本平	460	500
石巻駅前—イオンモール石巻	280	300
古川駅前—色麻町夜場前	630	670
白石駅前—宮城蔵王ロイヤルホテル前	1,010	1,040

年間運賃を据え置いてきたが、経営環境は一段と厳しさを増している。路線バス事業を安定的に継続していくためにも値上げ申請は踏み切った」と話した。

とら思く 経済

2017年(平成29年)2月15日(水) 読売新聞(地域面)

路線バス7月値上げ

宮城交通

ミヤコーバス

宮城交通とミヤコーバス(いずれも仙台市泉区)は、7月1日から路線バスの運賃引き上げを実施すると発表した。13日に運賃改定を国土交通省に申請した。消費税増税に伴う変更を除くと、運賃改定は5年ぶりだ。

◆2社が予定する運賃改定額

現行区間	改定額
100円	据え置き
130～320円	各20円加算
330～410円	各30円加算
420～890円	各40円加算
900円以上	各30円加算

※一部で50円加算の区間も

100円区間据え置き 運転士不足も深刻化

宮城交通は仙台市周辺で、ミヤコーバスは郡部でそれぞれ路線バスを運行する。運賃改定の背景には、少子高齢化やマイカーの普及などで、バス利用者の減少が続いていることがある。今年度の輸送人員は、2社で計1782万人を見込むが、ピーク時の1970年と比べ4分の1程度にまで減っている。

さらに震災後は、被災した沿岸部での人口減が顕著になった。大型免許の保有者が復興工事のトラック

運転手に流出するなど、バスの運転士不足も深刻化している。2015年の仙台市地下鉄東西線開業もあり、ダイヤの見直しや路線減などの対応を迫られていたが、昨年度の路線バス事業は、2社で計約4億4000万円の赤字だった。

今回の運賃引き上げの平均改定率は約7%。仙台市内の100円区間の路線バスは、改定後も運賃を据え置くという。現在の運賃が130円から320円の区

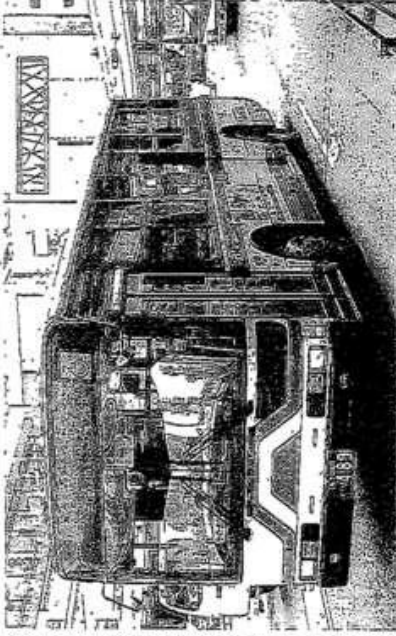
間で各20円、330円から410円の区間で各30円、

420円から890円の区間で各40円、900円以上の区間では各30円値上

げする。一部区間では50円値上がりするところもある。

宮城交通の担当者は「地域の足として路線バスを安定的に継続していくため、収支の改善が必要だ」という判断に達した。利用者の方々にはご理解いただきたいと話している。

2017年(平成29年)2月15日(水) 朝日新聞(地域面)



赤十字が自印の宮城交通のバス。仙台市青葉区

宮城交通(仙台市)と子会社のミヤコーバス(同)は、7月から路線バスの運賃を値上げする。100円区間を除くほぼ全区間で、20〜40円上げる。消費税増税の影響を除いた、本格的な値上げは25年ぶり。

宮交バス7月値上げへ

平均7% 仙台市バスと運賃差も

■値上げする主な区間(大人片道、円)

区間	現行運賃	値上げ後
仙台駅前―秋保温泉	800	840
荒井駅―うみの杜水産館前	380	420
泉中央駅―松陵団地	240	260
石巻駅前―イオンモール石巻	280	300
白石駅前―曲竹(蔵王高校)	530	570
古川駅前―色麻町役場前	630	670

130〜320円区間は20円、330〜410円は30円、420〜890円は40円、900円以上は50円それぞれ上げる。例外として50円上げる区間もあるという。平均すると7%の値上げになる。仙台市内中心部などの100円区間は据え置くほか、高速バスの運賃も現行のまま。

仙台市内の路線はほぼ、市バスの運賃に合わせてきたが、7月以降は独自の運賃となる。このため、市バスと競合する仙台市内の一部区間では、宮城交通に乗った方が割高になる。値上げに踏み切るのは、人口の減少などで乗客が減っているためだ。宮城交通の2016年度の乗客は178.5万人で前年比約4%減。16年度は地下鉄東西線の開業で客を奪われたことも響き、約12%減の1570万人を算込む。15年度の路線バス事業では宮城交通が1億800万円、ミヤコーバスが3億3600万円の赤字だった。値上げによつて5%の増収効果を期待するが、赤字が解消できるかは見通せない。今後も大幅な乗客増は見込めず、運転手不足が続くなど経営環境はなお厳しい。担当者は「路線の見直しや減便など、今後も効率化を図って路線バスを継続したい」と話す。

(木村聡史)

2017年(平成29年)2月15日(水) 産経新聞(地域面)

路線バス利用者減り値上げ

宮城交通とミヤコーバスが申請

〈宮城〉利用者の減少を受け、宮城交通

(仙台市泉区)とミヤコーバス(同)は路線バスの運賃引き上げを国土交通省に申請した。平均の引き上げ率は7%で、7月1日に実施を予定している。初乗り運賃は20円アップの150円となる。認可されれば、

消費税に伴うケースを除いて25年ぶりの値上げとなる。

宮城交通によると、値上げ幅は、130～320円の区間は20円△330～410円は30円△420～890円は40円△900円以上は30円一と

なる。仙台市内の100円区間は据え置かれる。

消費税率の引き上げ時を除き、同社の運賃の値上げは平成4年以來。

経営の合理化を進めているが、少子高齢

化と人口減少に伴って利用者の減少が続き、東日本大震災が拍車をかけた形となっている。路線バス事業を安定的に継続するため、運賃の値上げに踏み切ったという。

エリア内乗合バス事業者の概要

事業者名	宮城交通㈱	㈱ミヤコーバス	仙台市交通局	岩手県交通(株)	岩手県北自動車(株)	福島交通(株)	会津乗合自動車(株)	新常磐交通(株)	ジェイアールバス東北(株)		
前回改定実施年月日	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)	平成26年4月1日 (消費税)
前回平均値上率	2.8%	2.8%	2.7%	2.8%	2.8%	2.4%	2.7%	2.7%	2.5%	2.1%	
現行運賃	対キロ区間制 基準賃率	41円30銭	41円30銭	38円10銭	47円50銭	31円10銭	47円30銭	48円50銭	45円10銭	(岩手) 43円10銭	(福島) 43円80銭
	初乗運賃	130円	130円	150円	140円	140円	170円	170円	170円	140円	160円
	仙台市内特殊区間制										
	1区										
	2区										
3区											
4区											
備考	H28/3末認可キロ	6,628キロ	1,405キロ	592キロ	3,421キロ	2,251キロ	4,981キロ	1,693キロ	2,102キロ	1,162キロ	131キロ
	H28/3末一般乗合車両数	278両	96両	483両	502両	177両	477両	200両	196両	43両	20両
	H27年度一般乗合経常収支率	99.6%	73.1%	68.7%	89.1%	94.7%	83.5%	81.3%	87.0%		95.9%
	資本系列	名古屋鉄道㈱	宮城交通㈱	-	国際東北(株)	(株)みちのりホールディングス	(株)みちのりホールディングス	(株)みちのりホールディングス	東京駐車ビル	東日本旅客鉄道(株)	